



# 24時間365日 安心のサポートサービス 安心入居サポート

現場への出動費 無料!!

60分基本作業 無料!!

トラブル解決  
までの流れ

24時間365日  
専門スタッフが対応!



## 緊急駆けつけサポート

### カギのトラブル

例えば、

- カギを紛失して自宅に入れない！
- 外出時にカギを忘れてきてしまった！

※氏名・住所が会員登録する際に記入する個人的身分証の表示が必要です。※合戸の作業はいたしません。

※マンションのドアロックは作業対象外となります。



### 水まわりのトラブル

例えば、

- 蛇口からの水漏れ！
- トイレのタンクが故障して水が出ない！
- トイレの水が詰まって流れない！
- 洗濯機のホースを接続してほしい！



### ガラスのトラブル

例えば、

- 棒棒の侵入でガラスを割られた！
- ガラスに飛びが入っているので応急処置をしてほしい！
- 自然災害でガラスが割れた！



### 在宅確認

例えば、

- 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配！様子を見て来て！



## 電話相談サポート

### 健康・医療

例えば、

- 不意なケガの応急処置はどうすればいい？
- 急な発熱、とりあえずどうしよう？
- 食事に関する食事の相談。

※当社で直接対応はいたしません。  
※専門の相談料金が実行となります。

※ご室内・ご部屋での対応時間については別途ご確認下さい。



### 生活相談

例えば、

- 訪問販売がしつこくて、つい契約をしてしまった！
- 出会い系サイトから不當請求がきて困っています！

※当社で直接対応はいたしません。  
※専門の相談料金が実行となります。

※ご室内・ご部屋での対応時間については別途ご確認下さい。



### ガス・給湯器のトラブル

例えば、

- お風呂の湯が出ない！
- ブレーカーが落ちた！
- コンロが点火しない！



### 電気のトラブル

例えば、

- ブレーカーが落ちた！
- TVが映らない！



## バックアップサポート

空き巣やストーカー被害で同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために  
**再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。**

※ご契約いただいた施設店からの再入居が条件となります。※警察への被害届の申請が必要になります。

※ご利用は契約期間中1回のみとさせていただきます。

**安心入居サポートにご加入しておけば、いざという時こんなに違いがあります！**

トラブル	お客様からの依頼内容	処置対応	通常価格(税込)	会員価格(税込)
玄関戸ガキ紛失	カギを失くしてしまった、玄関を開けてほしい。	特殊な工具にて対応	16,500円~	0円
窓ガラス割れ	窓ガラスが割れてしまつた、取替えてほしい。	部品代実費にてガラス交換会員様了承の後、作業実施保険会社への費用請求方法をご案内	22,000円~	部品代のみ 5,500円~
洗濯機水漏れ	洗濯機の排水溝のところから水漏れしているため、直してほしい。	接続部分を確認、調整にて水漏れ解消	8,800円~	0円
トイレ詰まり	トイレが詰まつて流れない。直してほしい。	専用工具で詰まり抜きにて対応	12,100円~	0円
蛇口水漏れ	蛇口からボタボタと水漏れしているため、直してほしい。	水漏れ部分の確認、調整にて水漏れ解消	12,100円~	0円
在宅確認	娘と携帯がつながらず、自宅に行って安否を確認してほしい。	会員様宅へ訪問、在宅確認(携帯電話が故障していたことを確認)をお母様へご報告	12,100円~	0円

無償対応範囲と有償対応範囲について

○ 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者の消失によるトラブルを無償で対応いたします。  
○ 有償対応範囲…60分以上の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)  
○ 経年劣化によるトラブルや共有部等のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等に連絡いたします。  
○ 災害や天候等が理由で、当時の出動に対応ができない場合がございますので、予めご了承をお願いします。



## Life Cycle Concierge [ライフサイクルコンシェルジュ]

下記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！

<https://lifecycleconcierge.jp/>



初期費用0円で  
カーシェアライフを！

会員カード発行手数料  
1,650円→

月額基本料金3ヶ月2,640円  
(880円×3ヶ月)→



カラオケ  
ルーム料金  
30%OFF

カラオケ  
フリータイム料金  
25%OFF

テレワーク  
ルーム料金  
20%OFF



引っ越しで不要品がでたけど  
処分が大変！

オンライン見積もり 無料

一括査定で  
複数ショップの比較が可能



お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！

ALL 10%OFF



トラブル発生時に  
アプリからTEL!!



タップするだけ!!

アプリのダウンロードはこちらから

リビングリンク 検索

住まいの緊急トラブルサポートアプリ  
**Living Link**  
リビング リンク

無料  
【会員専用アプリ】



いつでもどこでも  
緊急連絡可能!!



スマホと一緒に  
安心便利な会員証!!



自分で見て、自分で解決  
自己解決動画!!



状況説明の言葉不要  
WEBカメラ!!



アプリで確認  
「トリセツ」機能搭載!!



フック通知表示でご利用開始!  
アプリのアイコンにフック通知が表示されれば、新しいメッセージが完了です。  
アプリを起動して確認すると、メッセージが表示されます。



アプリを  
ダウンロード  
したら



お客様情報入力



お客様情報入力

Download on  
App Store

GET IT ON  
Google Play

## 13ヶ国語に対応



English  
英語



中文  
中国語



한국어  
韓語



Português  
ポルトガル語



Español  
スペイン語



Việt  
ベトナム語



Filipino  
フィリピン語



ไทย  
ไทย



ଓଡ଼ିଆ  
ଓଡ଼ିଆ



bahasa Indonesia  
bahasa インドネシア語



မြန်မာ  
မြန်မာ語



українська  
ukrainiancza

お問い合わせ  
フリーダイヤル

0120-024-115

24時間365日  
年中無休

## 安心入居サポート 規約

### 第1章 総 则

#### 第1条（規約）

1.この規約は、会員会社高山不動産(以下「当社」といいます。)が提供する「安心入居サポート」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。  
なお、当社は、必要に応じて本サービスの提供を当社の業務提携先であるジャパンベストレスキューステム株式会社(以下「JBR」といいます。)に委託することがあります。

2.当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置により合理的な期間が経過した後に、この規約の内容を変更することができます。

ただし、会員の利益を害さずして判断される場合にはこの限りではありません。

#### 第2条（会員及び契約成立）

1.会員とは、当社の媒介又は仲介した不動産(以下「対象物件」といいます。)についての賃貸借契約を締結し手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの登録を承認した時点で契約が成立するものとします。  
会員が当社より事務的目的として対象物件を販賣した場合は、ご了承いただけません。

2.会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承認しているものとみなします。  
3.本サービスの申込者が当社が監修するサービス登録の条件(以下、「対象物件」といいます。)に居住されない場合、申込者は当該物件に居住する方(以下「居住者」といいます。)を会員として本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、申込者は本サービスの契約者、居住者を会員として登録を行うものとします。  
なお、申込者は、本規約の内容を十分理解し、会員となる居住者及び同居の家族との内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対する権利を尊重する旨を記載するものとします。

3.会員登録料金等の支拂いは、本規約の内容を承認しているものとみなします。  
会員は、本サービスに関する権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、売却、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

#### 第4条（利用者）

1.本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。)することができます。  
2.会員登録料金等の支拂いは、本規約の内容を承認した方を指します。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員及び利用者の本利用を利用することができます。

2.本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

#### 第5条（会費、本サービスの失効）

1.本サービスの会費は、毎月一定の期日までに当社指定の方法で支払うものとします。  
2.会員の支拂いを怠した場合、会費未納期間中は本サービスの提供を受けることができません。  
なお、居住者が会員である場合、当社は貴会員に対して請求できませんものとします。  
3.会員登録料金等の支拂いは、2ヶ月経過した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。

3.支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他会員合意による場合は、返金に応じかねます。

#### 第6条（有効期間）

1.本サービスの有効期間は対象物件の入居日から1ヵ月間とし、対象物件の入居日から退去日までの間に限り更新・継続が可能です。  
2.契約を更新する場合は、当社の定める指定期日までに次月分の会費をお支払いいただくこととします。  
3.会員登録料金等の支拂いは、退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日でとなります。  
なお、その際の会費の返金は行いません。専めご了承ください。

#### 第7条（会員の退会）

1.会員は、当社本会員名氏、住所、電話番号、生年月日等の情報を告知し、そのいずれか2つ以上の情報が当社に記された情報と一致する場合には、当該会員の申出を行った会員とみなして当社は解約手続きを行なうことができるものとします。  
2.退去後は契約の有効期間に問わらず、本サービスの提供を受けることができないものとし、直接的な又は間接的な会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第8条（変更の届出）

1.会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。  
2.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第9条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

(1)本サービスの利用に際して、不正な行為があった場合  
(2)本サービスの規約外の内容で利用しようとした場合  
(3)本サービス利用時に、当社又はJBRに対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及びJBRの業務を妨害し、又は業務に支障をきたす場合

(4)会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供するところが困難であると判断した場合  
(5)本サービスを行なう際、当社又はJBRの社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合

(6)暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、又は、あたる会員が認められた場合

(7)申込み後2ヶ月以内に退去する場合を含む支拂いを怠る場合  
(8)当社及びその会員等に著しい迷惑や損害を与えた場合  
(9)その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

#### 第10条（個人情報保護）

1.当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等(以下、「会員等」といいます。)の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。

(1)当社事業活動における各種サービスを提供するため  
(2)会員等に対して、当社及びJBRの各種営業情報及び販促品等を提供するため  
(3)(1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接する必要がある場合

(4)会員等から頂いたご意見、ご要望に対応するため

2.次に掲げる場合、前項の目的範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。

(1)会員等が同様に利用する場合  
(2)個人情報保護法その他の法令などにより必要と判断された場合

3.当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報をJBRと共に共同で利用する場合があります。

#### 第11条（免责）

1.当社は本サービスの利用により発生した会員等又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかつたことによる会員等又は第三者に生じた損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はその限りではありません。

2.当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

(1)天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

(2)会員の住所が離島・島嶼・山間部その他の当社のサービス提供が困難な地域の場合

(3)カスタマーラインストレーナー(会員等からのクレーム・苦情のうち、当該クレーム・苦情の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの)が発生した場合

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1.会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明した将来にわたって該当せ、またわざわざにことを確約するものとします。

(1)会員等が、暴力団員・暴力団員でなくなったばかりでなく5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会連携団構成員等又は特殊組織暴力団員、その他これに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること、又は次にいずれかに該当すること

(1)暴力団員等の巻線を支配していると認められる関係を有すること  
(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
(5)暴力団員等は経営に実質的に関与しているが、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

(1)暴力的必要な暴力行為  
(2)実的な責任を越えた要求行為  
(3)本サービスに因る、脅迫的言動を以て、又は暴力を用いる行為  
(4)説教を流布し、偽言を用いて又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為  
(5)その前回各号に準ずる行為

2.当社は会員等に前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

#### 第13条（規約改定について）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとします。

(1)本規約の改定が、会員の一般的利益に適合するとき  
(2)本規約の改定が、本契約の目的に反せずか、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.当社は、前項による場合のほか、事項に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が告知後当社に段階的申出をなすことなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

## 第二章 相談サービス規約

#### 第14条（目的）

相談サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うことで、会員等のトラブルの解決をサポートします。

#### 第15条（サービス内容）

1.会員等から利用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行ないます。

(1)トラブルの解消のために必要な方法、手段等の案内  
(2)行政機關窓口、消費者保護団体、カウンセリング等の専門家の紹介

(3)その他、トラブル解決のために必要な情報

2.健康・医療相談サービスは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の面接でアドバイスを行なうものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報を提供するサービスです。

3.相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。

4.以下の事項に関しては、サポートの対象とします。

(1)恋愛・信頼など、精神的な問題に関する事項

(2)法令や社会通念に反する事項

(3)前項のほか、介護・扶養・育児・メンタルヘルス等の相談について保健指導の面接でアドバイスを行なうものであり、診察・診療行為ではありません。

5.相談サービスでは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。

6.会員等が抱く心配事等の相談対象とします。

7.申込み後2ヶ月以内に退去する場合を除く場合を支拂いを怠る場合

8.当社及びその会員等に著しい迷惑や損害を与えた場合

9.その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

#### 第16条（利用料金）

1.会員等は本サービス有効期間内において、第15条所定のサービスを無償で利用することができます。  
2.相談サービスの提供を目的としたものであり、情報提供を超えて生じる下記の費用は、会員等本人の負担となります。

(1)書類代用料等にかかる費用等

(2)弁護士・カウンセラー等と個別に相談に相談を行う場合の報酬等

(3)その他、紛争解決のために発生する費用

#### 第17条（免除）

1.相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための手段の一途であり、解決をあお約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の一切は、会員等の自己責任のものと本人に帰属するものとします。

2.当社以外の第三者が行った代理手続については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

3.当社は、相談サービスからの情報に基づき会員等又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかつたことにより会員等又は第三者に生じた損害についての対応を講じ、その他の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6.個人情報の記入の任意性

個人情報の記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合や問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7.当社運営のWebサイトにおいて「個人情報」「ログ情報」「cookie及び匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的で利用します。

(1)本サービスに関する登録の確認、会員登録の確認、会員登録の確認等のため

(2)本サービスの利用履歴の確認、会員登録の確認、会員登録の確認等のため

(3)会員登録の確認、会員登録の確認等のため

(4)個人情報を保護するため統計資料として利用するため

8.お問い合わせの際は、JBRへお問い合わせください。

当社は、お客様がお問い合わせの際は、JBRへお問い合わせください。

9.当社は、お問い合わせの際は、JBRへお問い合わせください。

## 安心入居サポート 規約

#### 第3章 駆けつけサービス 及び在宅確認サポートに関する規約

##### 第18条（サービス内容）

1.当社は、次に号令のトラブルが生じたとき、会員に対してトラブル解決のための駆けつけサービス及び在宅確認サポート(以下、「トラブルサポート」といいます。)を提供いたします。トラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけトラブル解決サポートを行なうものです。ただし、特殊な構造・品目を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外する場合となります。

(1)ガキのトラブル

(2)水まわりのトラブル

(3)ガラスのトラブル

(4)在宅確認

2.ガラスのトラブル作業については、18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。

3.在宅確認サービスは、離れて暮らすご家族(会員の1親等以内に限ります)が会員等と連絡が取れない場合に、対象物件へ訪問し、在宅状況を確認するものです。状況確認後、在宅を無をご家族へご報告します。

#### 第19条（責任）

1.トラブルサポートに対して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。

(1)会員等以外の依頼

(2)災害・天災・暴風等による依頼

(3)ガラスの錠錫の故障による会員等の依頼

(4)身分証明書の提示の不適切な場合

(5)身分証明書の提示の不適切な場合

(6)対象物件にかかる賃貸部分又は賃貸契約にかかる賃貸部分

(7)在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。

(1)在宅確認に関して、玄関の鍵を開ける場合

(2)在宅確認に関して、親族や外からの依頼

(3)在宅確認サービスを来客の目的から逸脱した利用方法や、定期的又は常定的な在宅確認を希望されるとなど、利用頻度が高くて多い方に施設を貸す場合

(4)当社の運営に影響を及ぼす場合

(5)当社の運営に影響を及ぼす場合

(6)当社の運営に影響を及ぼす場合

(7)当社の運営に影響を及ぼす場合

(8)在宅確認サポートの費用

(9)在宅確認サポートの費用

(10)在宅確認サポートの費用

(11)在宅確認サポートの費用

(12)在宅確認サポートの費用

(13)在宅確認サポートの費用

(14)在宅確認サポートの費用

(15)在宅確認サポートの費用

(16)在宅確認サポートの費用

(17)在宅確認サポートの費用

(18)在宅確認サポートの費用

(19)在宅確認サポートの費用

(20)在宅確認サポートの費用

(21)在宅確認サポートの費用

(22)在宅確認サポートの費用

(23)在宅確認サポートの費用

(24)在宅確認サポートの費用

(25)在宅確認サポートの費用

(26)在宅確認サポートの費用

(27)在宅確認サポートの費用

(28)在宅確認サポートの費用

(29)在宅確認サポートの費用

(30)在宅確認サポートの費用

(31)在宅確認サポートの費用

(32)在宅確認サポートの費用

(33)在宅確認サポートの費用

(34)在宅確認サポートの費用

(35)在宅確認サポートの費用

(36)在宅確認サポートの費用

(37)在宅確認サポートの費用

(38)在宅確認サポートの費用

(39)在宅確認サポートの費用

(40)在宅確認サポートの費用

(41)在宅確認サポートの費用

(42)在宅確認サポートの費用

(43)在宅確認サポートの費用

(44)在宅確認サポートの費用

(45)在宅確認サポートの費用

(46)在宅確認サポートの費用

(47)在宅確認サポートの費用

(48)在宅確認サポートの費用

(49)在宅確認サポートの費用

(50)在宅確認サポートの費用

(51)在宅確認サポートの費用

(52)在宅確認サポートの費用

(53)在宅確認サポートの費用

(54)在宅確認サポートの費用

(55)在宅確認サポートの費用

(56)在宅確認サポートの費用

(57)在宅確認サポートの費用

(58)在宅確認サポートの費用

(59)在宅確認サポートの費用

(60)在宅確認サポートの費用

(61)在宅確認サポートの費用

(62)在宅確認サポートの費用

(63)在宅確認サポートの費用

(64)在宅確認サポートの費用

(65)在宅確認サポートの費用

(66)在宅確認サポートの費用

(67)在宅確認サポートの費用

(68)在宅確認サポートの費用

(69)在宅確認サポートの費用

(70)在宅確認サポートの費用

(71)在宅確認サポートの費用

(72)在宅確認サポートの費用

(73)在宅確認サポートの費用

(74)在宅確認サポートの費用

(75)在宅確認サポートの費用

(76)在宅確認サポートの費用

(77)在宅確認サポートの費用